

第3期 行政書士メイガス国際法務事務所職員採用試験

解説・講評

1 全般

採用試験合格者は2名。出題範囲、内容及び難易度の点において、今回の筆記試験は出題内容、範囲、難易度の点において企業や研究機関で経験を積んだ中堅職員として必要な基本的、原則的、常識的事項の理解度を検する出題であり、専門分野の如何に関わらず弊所職員として日頃から関心を持っているべき事項について検する問題群でした。そのレベルも、弊所で業務を行う職員として必要最小限なものであったと考えています。

今回の試験では「根拠に基づき問題意識をもって意欲的に職務を遂行しているか」及び「将来の優れた貿易・技術法務の専門家としての素地を有しているか」等の観点から応募者の責任感・実行力等の資質を検したものです。応募者は大部分が真剣かつ真摯な態度で臨んで頂いており、積極澆刺とした態度は良好でしたが、題意分析が不十分な応募者が大半でした。弊所の職員採用試験は単なるふるい落としではなく、真に未来の弊所を担いうる職員の選抜であることを十分に認識し、また資質の養成は一朝一夕にはできないことも考え合わせ、平素の職務を通じて必要な資質を積極的に涵養することが大切であると考えております。応募者の皆様も承知の通り、弊所の業務は通り一遍のものではなく、また、我が国を含め国際社会における製品安全や化学安全、安全保障貿易管理の制度なども日々充実し、業務において必要とされる知識も益々複雑化しており、我々が直面する課題は前例がない新たなことなど困難が多くなっているのが現実です。このような状況の中、将来の弊所、クライアント様の将来を担いうる応募者の皆様に対する期待は大きいものです。応募者の皆様がその期待に応えるべく、高い志を保持しつつ、日々の職務や学業の傍ら、限られた時間の中で自学研鑽に励まれんことを心から期待しております。

2 各問

2-1 問1・問2

2-1-1 出題の特色

本問題については与えられた条件文を数式で表現し変形させて解を求めるという数学の基礎的知識、素養を検するものです。問1については高校物理の放物運動に関するもので、微積分と三角関数の分野の問題です。問2については順列・組み合わせの分野における場合の数に関する問題です。

2-1-2 答案作成指針

問1は言い換えると「真空中に斜め発射された砲弾の軌跡に関して着弾角が同斜面と直角であるという条件で、発射角・飛翔時間・射程を求めよ」というもの

です。まず、座標軸を定め、軌跡を水平・垂直成分に分けて運動方程式を求める。この時、初速 V で投射された後は重力 g が作用するだけです。条件の表し方として、横座標軸を水平面にとると着弾時の放物線の接線と斜面が直交、斜面にとると着弾時の水平速度成分が 0 となります。次に α と β の関係式が示されているので、基礎的な三角関数の式の変形により、求める式に導きます。飛翔時間と初速は同様に三角関数の変形のみで解けます。

問 2 はいわゆる場合の数の基礎的な問題であり、簡単な計算です。但し、空き箱の場合を除くことを忘れてないよう注意してください。全般として、小問を進めるにつれて条件が増えるので、数が増えるのは簡単に予想できます。小問 1 については、各箱に入れる数を少ない方から考えれば、簡単に求められます。小問 2 については 6 個を 3 つにわけると、一つの箱に 1~4 個というように列挙しても良いですが、少しスマートに考えるなら 6 個の間の仕切り位置の問題と捉えることができます。小問 3 については、先に小問 4 を解いてからの方がわかりやすいかもしれません。小問 4 については、3 箱に 6 個入れる全ての場合から空箱の場合を除きます。

2-1-3 所長講評

各問題は基本的な数学的思考力を重視して出題しました。特別な公式を記憶している必要はありません。また、試験時間いっぱいを使い切って解答した方がほとんどであり、試験を通じての採用予定者への教育効果もあったと思われます。問 1 は問 2 に比較して難しかったようです。座標内で水平・垂直成分までは大半の方が考えていましたが、白紙・ほぼ白紙の答案もありました。中には斜面の下方に向けて発射している答案もありました。下方に発射して斜面に垂直に落下することは物理的にありえないので、回答前に注意すべきでした。

問 2 は論理的な数式以外でも解けるので取り掛かりやすかったようです。時間の許す限り全ての組み合わせを列挙して力づくで解いていた方が多いのは残念です。今回の問題解答に必要な微積分の基本公式、微分方程式の基礎的解法、三角関数の変形並びに順列組み合わせの基本式については再確認して正しく理解するとともにその他確率の和事象、余事象の基本的考え方、線形計画法のグラフによる解法などについても業務知識として必要になることがありますので、採用予定者は幅広く復習しておく必要があります。

2-2 問 4

2-2-1 出題の特色

本問題は社会・技術両面についての基礎的事項としてニュース等で話題になっ

たドローンを取り上げたものです。産業用のドローンは特に、機体本体、機体を運用管理するシステム、機体を追尾し通信を行うためのデータリンク等から構成される電子技術の集合体とも言えるものです。そしてドローンの運航にあたっては航空法に基づく手続が必要となり、またドローンの輸出入に際しては外為法、電波法、電安法の対応も必要となることがありますので、弊所職員としてはその動向について当然関心を持っておくべき分野でもあります。このような特徴を有するドローンについて、その技術の現状とが趨勢に関する知識の理解度を問うことにより幅広い知識を検することを事を狙いとしたものです。

2-2-2 答案作成指針

答案作成にあたっては、まずドローンの活躍状況、注目されている理由、我が国における取組状況を列挙し、ドローンの重要性を強調することになるでしょう。次いで、諸外国におけるドローンの利活用状況、研究開発状況を概観することにより、現在ドローンに用いられている技術を明らかにし、更にこれを技術区分ごと（センサー技術、情報処理技術、制御技術、動力技術、材料技術など）に統合整理し、これらの区分に従って現状及び趨勢を述べればよいかと思います。例えばセンサー技術についてはミリ波レーダー、IR センサー、可視光センサー等に区分して述べることになるでしょう。

2-2-3 所長講評

本問題は話題性のある分野に関する出題であり、誰しものが常日頃から関心を持っておくべき内容であったにも関わらず、全体としての的確に答えられている解答は少なく、ほとんど答えられていない答案や、問題の狙いがわからずドローンの社会問題について終始している答案が散見されました。これは問題分析が不十分であるというよりも、本問題に関連する知識が十分でなかったためと思われます。弊所職員としてクライアント様を専門的知識でサポートする採用予定者の皆様は今後ますます発展し社会に大きな影響を与える分野について日頃から注視し、少なくとも核心となる技術の概要について相応の知識と理解を有する努力を払う必要があります。

2-3 問5

2-3-1 出題の特色

本問では一般的な科学技術に関する基礎的な事項について、応募者の日頃の関心度と知識の理解度を検することを目的としています。このことは、今回出題された Society5.0 が我が国における科学技術の重点化戦略を謳った第5期科学技術基本計画において今後特に重点的に推進すべきと位置づけた分野の一つであ

ることからも読み取れます。本問は IoT 社会の現状・動向をいろいろな側面から問うことにより、これらに関する幅広い知識を検するとともに、更にその発展による社会への影響分析を問うことにより、その知識の深さを検するものです。また、小論文としての出題であり、当然、考え方の論理一貫性を検するものでもあります。

2-3-2 答案作成指針

今回の問題ではまず Society5.0 の概要及び現状、動向について説明を求められており、それらを技術面と態勢面から述べます。次に、その発展が社会に及ぼす影響の分析では、プラス面とマイナス面を考える必要があります。

2-3-3 所長講評

今回の問題の主要な資料源としては、科学技術白書及び第 5 期科学技術基本計画であり、インターネットを活用すれば誰でも入手できるものです。よって、応募者の一般的な科学技術に関連する知識を検する問題としては適切な内容であったと考えています。本問について、殆どの応募者が真摯に取り組んだものと思われま

す。知識面に関して応募者の殆どは相応のものを有していました。特に半数程度の応募者はドイツの Industry4.0 との比較を記せていました。ですが、M2M との関連について述べられていた答案は少なかったように見受けられます。また、全般として、題意分析が不十分で問いに答えていない答案、あるいは論旨展開が不明確な答案が散見され、これが最終的な得点差に繋がりました。なお、誤字・脱字及びひらがな書き等、小論文記述の常識を疑うような答案はありませんでした。

2-4 問 6

2-4-1 答案作成指針

題意分析が不十分で、執念をもって達成した事項ではなく、実施又は着意した事項を抽象的な修飾語を付して羅列する等、抽象的、表層的、平板的で具体的に記述していない応募者が散見されました。執念をもって達成した事項が最も重要、つまり解答の焦点であることは明らかなので、まずは執念について考察し、自分としての執念の定義を明らかにすることが不可欠だと思います。この際、問われているのはあくまでも達成した事項であって、単に取り組んだ事項や着意した事項ではないことが重要です。また、応募者の中には現職としての全ての職務において執念を持って達成した事項を捻り出した方もいたようです。しかし、ここで問われている執念とは決して軽いものではないことは、落ち着いてみれば容

易に気づくことができるかと思います。執念をもった事項ではなく、達成した事項、すなわち何らかの形で成果があった事項が問われているのです。これらのことを考えれば、期待されている解答としては執念をもって達成した事項を精々1つか2つ取り上げれば十分であり、逆に言えば、日常業務を多少改善したような、小さくまとまる体験談ではなく、応募者の人生観を窺い知ることのできるようなエピソードを拝読したいが為、「現職において」や「社外での活動において」、「最近で」などと限定せずに「これまでで」と極力広い設定をしたとも考えられるのです。題意分析において、解答の焦点を正しく見極めることが重要です。面接を幾度も行わない弊所の職員採用試験においては、応募者ごとの個別具体的な、ある意味で生なましい解答が期待されているのです。

2-4-2 所長講評

抽象的、表層的、平板的で具体性に乏しい答案や論理的な説得力ある説明能力が不足している答案が散見されたが、なぜこのようなことになるのでしょうか。一つには、職務や自己に対する分析が不十分であるため、具体的施策がしっかりと導かれていないということがあるかと思いますが、落とされたくない、採用されたいという思いが強いが故に、自分の生の姿をさらけ出すことを恐れ、自らを飾ってしまっていることもあるのではないかと思います。

紙面を通して応募者の真の姿を引き出そうと全力を傾注している我々が望んでいるのは飾られた答えでは決してなく、社会人としてあるべき姿と現状のギャップに悩みながらも執念をもって前向きに努力・苦勞している借り物ではない応募者本人の言葉による具体的な答えです。また、論理的な説得力ある説明能力は営業職や企画職以外であっても、上司への説明の機会などにも意識することによって向上するものです。

2-5 問7

2-5-1 答案作成指針

この問題では我が国において失敗経験の活用が十分に行われていない理由として、士業に対する期待が高いという風土と、体面を重視する慣習をあげています。次いで、いわゆる「人・物・金」などの区分原理に従って自分なりに失敗発生の要因を考察・案出し、これを列挙すればよいでしょう。最後に失敗経験の活用が次の成功を生み出す知識基盤を構築する上で有用な知識・データをもたらし、社会全体の想像力を強化するものとして極めて重要であること、新たな知見の獲得が失敗の積み重ねの上に成就され、人類社会は失敗を克服することにより進歩してきたこと、失敗には必ず理由があって失敗から教訓が得られることなどの失敗経験を積極的に活かす意義を明らかにする必要があります。行政書士業

界への信頼を回復、向上するための方針については失敗事例の知識化の必要性や活用方法、データベース構築の在り方、失敗経験の知識及びその社会的共有が行政書士の信頼度の向上や革新的シーズの発掘につながるだけでなく、我が国における先進的な行政サービスの推進に資する事が期待されていること、失敗については個別問題として対応に終わること無く、今後の行政書士業界全体の発展のため組織を超えて活かすことが重要であり、失敗経験の知識化やこれを活用したリスクマネジメント手法の開発といった失敗知識の社会的共有、活用のあり方について検討を行う必要が有ることを自分なりの言葉で主張することになるでしょう。

2-5-2 所長講評

失敗経験の活用は社会人として職務を効率的、効果的に実施する上で重要かつ考慮すべきものであり、応募者全員に共通性が高く、今回の採用試験の受験を機に今後の職務実施で得るものがあればと思います。応募者は問題に真剣に取り組んで頂けており、失敗知識の活用に対する認識及び対応の方策について概ね承知の上で、日頃から一般科学技術に対する関心を持っておられたものと思われます。中にはナレッジ・マネジメントの語を用いて具体的なサイクルを提案した答案もありました。然しながら中には、考察する範囲・視野が狭く浅い答案、感情論や精神論あるいは草の根活動による意識変革に終始している答案、理解はしていると思われるのに区分原理が適切でない答案、現状分析と問題点及び方策の結びつきが弱い答案、問題点・方策において具体化の乏しい答案が見られました。なお、方策についてはほとんどの応募者が方針としてどうすべきかを掲げた後、具体的方策について説明しており、応募者の意見を明確に表現するという点で、好感を感じられました。

2-6 問 8

2-6-1 出題の特色

本問題は、高電圧作業や有害化学物質の取扱いを行う弊所において、職員として社会的影響がある事故に備え、事故報告の報告手順や対処要領を平素から意識するとともに、万が一発生した場合の処置についての知識を検する狙いがありました。一般企業においても重大事故発生時の対応が良くなかった場合、会社の命運を左右しますが、弊所においてもその対応から多くの教訓と対策を学び、それに徹底を図ることが必要です。応募者の多くは管理職でいらっしゃるため、現職においては事故報告の責任者であり、当然職務上関心の高い分野であり、特に難しい問題ではなかったと思われます。

2-6-2 答案作成指針

答案作成にあたっては問われている事項に関して区分に従って簡潔に述べます。
従って、解答の骨子としては、次のようになります。

要旨：なぜ今事故報告か

事故報告の目的と報告要領：目的はとりあえず速報し、当面の処置を迅速的確
に行うこと。報告要領は所掌職員、とりあえず第
1 報、逐次第 2 報、第 3 報をそれぞれ最も迅速な
方法で。

平素準備しておく事項：関係部外機関との連携と連絡通報訓練。事案対処訓練。

処置事項：事態の早期把握、上級職に対する報告、おそれ段階における速報、
関係部内外機関への連絡通報、報道対応、事故関係者に対する対応、
利害関係者の動揺防止